

令和 8 年度「利根沼田圏域交通空白検討協議会」（仮称）設立準備等支援業務
企画提案仕様書（案）

1 事業背景・目的

利根沼田圏域は、沼田市を中心とした広域圏であり、周辺自治体は沼田市を中心とした交通体系となっているが、幹線の路線バス、各自治体からの委託等によるコミュニティバスやデマンドバスに加え、複数の医療・介護法人による施設送迎等がある状況であるが、十分に連携されているとは言えない状況にある。更に、令和 8 年 6 月に地域の基幹病院である国立沼田病院が廃止となり、利根沼田圏域における医療アクセスの再構築が求められている。

このような状況を踏まえ、利根沼田圏域の自治体一体となり、複数分野・施設の輸送需要を統合調整し、最適な形で「地域の足」を確保する（地域輸送資源のフル活用を実現する）ことが望まれる。

本業務では、利根沼田圏域の 5 市町村（沼田市、みなかみ町、昭和村、川場村、片品村）において交通空白の解消を図り、地域公共交通の課題解決を、行政界を超えた地域全体で行うため、まずは群馬県・沼田市・昭和村を出発点とする当該地域における持続的な地域公共交通の確保を目的とした協議会を設立することを目的とする。

2 事業費（予算上限額）

本業務の事業費は、上限を金 2 9, 6 4 5, 0 0 0 円（税込）とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 1 2 日（金）とする。

4 事業概要

本業務においては、以下の 2 点を中心として業務を展開する。

(1) 利根・沼田地域の交通現況把握調査及び報告書の作成（持続的な地域交通の検討）

市町村を超えた分野横断的な検討に活用するための交通現況把握を行う。

(ア) データに基づく現況分析

データ分析にあたっては、システム・分析モデル開発にかかるコストを最小限に抑えるために、下記に例示するシステムの活用を積極的に活用すること。なお、分析にあたっては複数のシステムを活用した複合的な分析となることが望ましい。

※提案にあたっては、活用するシステム、本業務にて収集可能なデータ（以下、「インプット」とする。）及び、分析によって得られるデータ（以下、「アウトプットとする。」）についても併せて提示すること。

[想定するインプット]

- ・地域住民の移動需要（地域住民からのアンケート等）
- ・GPS 等を活用した人流データ
- ・通院、通学等の移動実態（時間帯・公共交通分担率等）等

[分析結果の活用方法の例示]

- ・地域交通の再編や最適化
- ・地域公共交通の策定 等

[活用するシステムの例示]

- ・令和6年度～7年度にかけて群馬県をフィールドに構築した
「地域公共交通計画作成支援システム（L-MAP）」
- ・国土交通省OSS：地域公共交通計画策定支援ツール
「LINKS Mobily s（リンクス・モビリス）」
- ・富士通株式会社：2026年度中サービスイン見込み
「総合交通シミュレーションシステム」等

（イ）関係者へのヒアリング調査

圏域内における交通空白の可視化及び最適化につなげるため、デマンド交通提供事業者等をはじめとした交通事業者からのヒアリングに加え、医療・介護など交通とは異なる分野の専門家からのヒアリング等を実施する。

また、ヒアリング対象分野は以下のとおり例示し 15 団体程度を想定するが、地域輸送資源の総動員に資することを目的とすることから可能な限り広い主体からのヒアリング調査を行うことが望ましい。

なお、当該ヒアリング調査に必要な経費や謝金等については、委託費に含むものとする。

[ヒアリング対象分野]

- ・交通分野【必須】
圏域内を運行する路線バス、タクシー、デマンド交通事業者等を想定している。
- ・医療分野【必須】
圏域内に所在している医療法人や郡市医師会等を想定している。
- ・福祉分野【必須】
圏域内における社会福祉協議会等を想定している。
- ・介護分野【必須】
圏域内において介護送迎等を実施している事業者等を想定している。
- ・行政分野【必須】
周辺自治体からの意見聴取を想定している。
- ・生活関連サービス事業者【推奨】
商業施設や小売事業者等からのヒアリングを想定している。

- ・その他業種、団体【自由提案】

「地域輸送資源の総動員」という観点から検討に有用な関係者が想定される場合は候補先及びヒアリングによる効果等について提案すること。

(ウ) 調査報告書（ドキュメント）の作成

上記（ア）及び（イ）で得られたデータ等と、協議会における議論を反映した調査報告書を作成する。

報告書の作成においては、分析の基礎となったデータを提示するほか、現況分析にとどまらず、本業務によって得られた知見を県内他圏域に展開することを念頭に示唆を記載することが望ましい。

なお、報告書については、以下３点を中心に記載すること。

[記載項目]

- ① 群馬県新モビリティサービス推進協議会が提供するM a a Sプラットフォーム「G u n M a a S」を活用した広域連携及び複数主体連携についての検討
- ② 地域輸送資源の総動員に資する団体（医療、介護、通学、交通事業者、自治体等）からのヒアリング結果、及び関係者によるニーズ調査の結果
- ③ 分析結果等を基にした圏域内における交通空白の可視化及び最適化シミュレーションの結果

(2) 協議会の開催（関係者との連絡体制構築）

利根沼田圏域における公共交通の維持・確保について、各市町村ならびに地域の運行事業者へヒアリングを実施し、広域連携や共同化・協業化に向けた地域リソースの状況、課題認識、施策ニーズに関する調査を行う。

まずは、利根・沼田地域の５市町村で構成する協議会の設立準備として、協議会規約（案）の作成を行うとともに、事業期間内に協議会を１回以上開催すること。

なお、協議会実施にかかる諸経費（会場利用料等を含む。）については、委託費に含めるものとする。

[協議会のアジェンダ（案）]

設立キックオフ及び基礎調査分析（交通現況把握調査、関係者ヒアリング）結果の報告と令和９年度以降の取組に関する議論

※なお、「地域輸送資源の総動員」については、令和８年１０月１６日（金）に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」にも記載があるが、本法を対象とした自治体職員等に対する講習会等を他の業務にて実施予定であるため、本業務においては実施する必要はない。

5 事業スケジュール（案）

本業務の遂行にあたり、以下のスケジュールを想定している。なお、受託者決定後に改めて事業スケジュールについて群馬県と協議しながら進めること。

令和8年11月～12月：現況調査開始

12月：調査結果とりまとめ・報告書作成

令和9年 1月～ 2月：協議会開催（1回以上）・事業報告

6 業務完了報告書の提出

事業完了後、速やかに業務完了報告書及び関係書類を提出すること。

7 実施体制

- ・受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施され、かつ、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程における業務管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。

- ・本業務に関わる責任者及び担当者については、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、業務に必要な知識、能力、経験、十分なコミュニケーション能力を有する人材を配置するほか、適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

- ・業務従事者を明記した体制を示す書類を委託者に提出し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。なお、業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

8 その他

- ・受託者は、定期的に群馬県に業務の進捗について報告するとともに、必要に応じて協議の場を設定すること。

- ・本事業は国庫補助金を財源とすることから、必要に応じて補助金事務局や担当省庁からのヒアリングを行うことがあるため、要請があった場合には協力を行うこと。

- ・受託者は、群馬県と十分な協議を行い、円滑に業務を実施すること。

- ・業務を効果的、効率的に遂行するために特に必要となる場合は、受託者はあらかじめ書面により群馬県の承諾を得て、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。

- ・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。契約に要する印紙税等諸経費については、委託料に含めるものとする。

- ・本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、委託者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。
- ・業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し適正な運営に努めること。

9 問い合わせ先（担当）

群馬県知事戦略部 交通イノベーション推進課

M a a S 推進係

電 話：0 2 7－2 2 6－2 3 8 1

メール：koutsuibe@pref.gunma.lg.jp